

小金井市新庁舎・(仮称) 新福祉会館建設工事
落札者決定基準

小 金 井 市

目 次

1. 総 則	3
2. 小金井市新庁舎・(仮称)新福祉会館建設施工者選考委員会	3
3. 落札者決定の方法	3
4. 発注スケジュール	3
5. 審査の枠組み	5
1) 資格審査	5
2) 総合評価審査	5
6. 技術審査及び価格審査における点数化方法	6
1) 技術審査における評価の視点及び点数化の方法	6
2) 価格審査の点数化の方法	6

1. 総 則

小金井市新庁舎・(仮称) 新福祉会館建設工事落札者決定基準(以下「落札者決定基準」という。)は、小金井市(以下「市」という。)が小金井市新庁舎・(仮称) 新福祉会館建設工事(以下「本工事」という。)を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)を制限付一般競争入札(総合評価方式)により決定するにあたって、入札参加希望者を対象に配布する入札告示に附帯するものである。

落札者決定基準は、本工事の落札者を決定するにあたって、市が入札者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・決定するための方法や評価項目を示したものであり、入札者が行う提案についての具体的な指針を与えるものである。

2. 小金井市新庁舎・(仮称) 新福祉会館建設施工者選考委員会

総合評価方式により落札者を決定するにあたり、小金井市新庁舎・(仮称) 新福祉会館建設施工者選考委員会設置要綱により設置する小金井市新庁舎・(仮称) 新福祉会館建設施工者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の審議を経るものとする。

選考委員会は、以下の委員により構成されるものとする。

委員長	早稲田大学 理工学術院 名誉教授	嘉納 成男
委員	東洋大学 理工学部 建築学科 教授	浦江 真人
委員	前橋工科大学 工学部環境・デザイン領域 准教授	堤 洋樹
委員	東京都 財務局 建築保全部 技術管理課長	長谷川 昌之
委員	小金井市 副市長	神山 伸一

なお、選考委員への不当な接触は失格となることに留意すること。

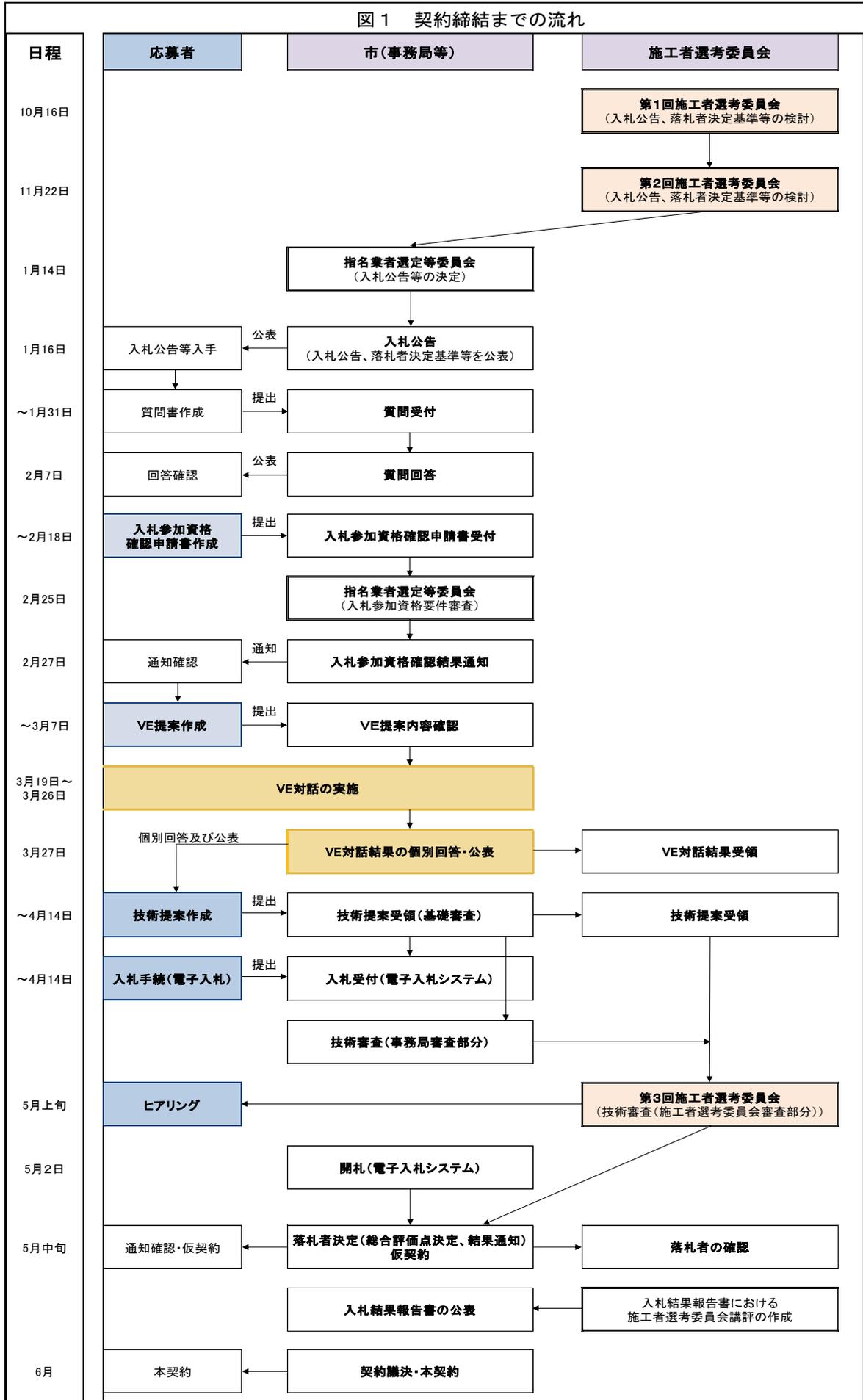
3. 落札者決定の方法

事業者の決定方法は、本工事の特性を踏まえ、価格のみによる評価でなく、小金井市新庁舎・(仮称) 新福祉会館建設工事に関する事業者提案及び入札価格を総合的に評価して落札者を決定するため、総合評価一般競争入札とする。

4. 発注スケジュール

事業者決定における審査は、総合評価で落札者を決定する。
契約締結までの流れは図1に示すとおりである。

図1 契約締結までの流れ



5. 審査の枠組み

1) 資格審査

入札希望者から提出された資格審査申請書等から、入札告示の「2 制限付一般競争入札に参加できる単独企業又は特定建設工事共同企業体の代表者の資格要件」、「3 競争入札に参加できる特定建設工事共同企業体の構成員の資格要件」及び「4 競争入札に参加できる特定建設工事共同企業体の資格要件」を満たしていることを確認し、結果を入札希望者に対し通知する。なお、参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2) 総合評価審査

(1) 基礎審査

資格審査を合格した入札者から提出された書類について、以下の基礎審査を行う。

- ・提出書類等の確認

提出書類の不足、体裁の誤り、書類間での記載の不整合など提案書として適切なものとなっているか確認を行う。

- ・契約条件の遵守

入札公告等において記載した契約条件を遵守しているか確認を行う。

(2) 技術審査

技術審査の提案内容は、別記様式2-1～7のとおりとする。技術要素審査の評価の視点及び点数化の方法については、6. に記載する。なお、技術審査を行うにあたっては、別途、ヒアリングを実施する。

(3) 価格審査

価格審査は、入札価格が予定価格（以下本基準においては消費税及び地方消費税抜きの金額を意味するものとする。）の範囲内にあることの確認を行い、入札価格を点数化する。点数化の方法は、6. に記載する。

なお、入札価格が予定価格を上回った入札者及び小金井市総合評価方式実施ガイドラインの規定により定める失格基準を下回った入札者は失格とする。

また、入札価格が低入札価格調査基準価格を下回った入札者のうち当該入札価格が失格基準以上であったもの（以下「低入札価格調査対象者」という。）は、小金井市総合評価方式実施ガイドラインの規定により可否の決定を行い、入札価格が適当と判断されれば、総合評価に進むことができるものとする。不適当と判断された場合は、失格とする。

(4) 総合評価

総合評価は、(2)「技術審査」による評価点と(3)の「価格審査」による評価点を加えて総合評価点を算出し、落札者を決定する。

なお、総合評価点が高点の場合には、技術要素の評価点が高いものを落札者として決定し、それでも順位が決定しない場合には、電子調達サービスのシステムによるくじで落札者を決定する。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

6. 技術審査及び価格審査における点数化方法

1) 技術審査における評価の視点及び点数化の方法

技術審査の提案内容の評価の視点及び点数化の方法については、以下のとおりとする。技術審査の配点は、100点とし、価格評価点と合算する際に技術審査点合計値に、係数0.1をかけて評価する。

(1) 技術審査の提案内容の評価の視点及び配点

技術審査の提案内容に対する評価の視点及び配点は表1および表2のとおりとする。

(2) 技術審査の点数化の方法

技術要素審査の提案内容について、表1、表2に示す評価の視点にならい審査を行い、点数化する。なお、点数化にあたっては、価格評価点との合算の際、技術点合計値に係数0.1をかけた値の小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで算定する。

また、技術審査の配点は、100点（合計値に係数0.1をかけて10点満点）とする。

2) 価格審査の点数化の方法

価格要素審査の点数化の方法については、以下の算定方法とする。なお、点数化にあたっては、価格点合計値の小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで算定する。

$$\text{価格評価点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

※予定価格：工事予算の上限を示す金額

※入札価格：入札者から提出された入札価格

表1 技術審査の提案内容に対する評価の視点及び配点（事務局審査部分）

分類	評価視点	評価項目	評価基準	評価点	評価配点	評価点	提出資料	
企業の技術力	工事成績評定点	過去10年度以内(※1)に完了した同種(※2)工事成績評定点(原則として新工事成績表定点とするが、新工事成績表定点がない場合は旧工事成績表定点でも可とする。)	80点以上	8	8		工事成績評定通知書の写し	
			75点以上80点未満	6				
			70点以上75点未満	4				
			65点以上70点未満	2				
			65点未満又は実績なし	0				
	企業の施工実績	過去10年度以内(※1)に完了した同種(※2)官公庁発注工事施工実績(CORINS登録工事)	同種かつ同規模以上(※3)の工事の元請としての施工実績	4	4		【別記様式1-1】	
			同種工事の元請としての施工実績	2				
	官公庁からの優良事業者表彰実績	過去10年度以内(※1)に完了した同種(※2)官公庁発注工事の表彰実績	実績あり	1	1		実績を証明できる書類の写し	
			実績なし	0				
	品質管理	ISO9001の認証取得の有無	あり なし	1 0	1		取得を証明する書類の写し又は経営事項審査の写し	
配置予定技術者の施工経験等	過去10年度以内(※1)に完了した同種(※2)官公庁発注工事施工経験(CORINS登録工事)	主任(監理)技術者として施工した同種かつ同規模以上(※3)の工事の元請としての施工経験	3	3		【別記様式1-1】		
		主任(監理)技術者として施工した同種工事の元請としての施工経験	2					
		上記経験なし	0					
配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	同種工事の監理技術者になりうる1級国家資格(施工技士、施工管理技士、建築士)等	3	3		資格を証明する書類の写し		
		同種工事の主任技術者になりうる2級国家資格(施工技士、施工管理技士、建築士)等	2					
		上記以外	0					
企業の信頼性・社会性	地域貢献度	災害協定等(※4)による地域貢献の実績	過去5年度以内(※1)の本市との災害協定の実績(組合等の構成員)	実績あり 実績なし	1 0	10	証明する書類の写し	
			緊急工事等(※5)(単価契約)の契約実績	過去5年度以内(※1)の本市との契約実績	実績あり 実績なし		1 0	証明する書類の写し
		消防団活動(※6)による地域貢献実績	過去5年度以内(※1)の消防団員の有無	実績あり 実績なし	1 0		消防団員の採用を証明できる書類の写し	
				若年者(※7)の育成及び確保の状況	若年者(35歳未満)雇用実績		該当あり 該当なし	1 0
		高齢者の雇用状況	高齢者(65歳以上)雇用の有無(雇用期間1年以上を対象)	あり なし	1 0		雇用を証明できる書類の写し	
				障がい者の雇用状況	障がい者雇用の有無(雇用期間1年以上を対象)		あり なし	1 0
		男女共同参画の状況	育児・介護休暇制度、それに伴う短時間勤務制度等の有無				あり なし	1 0
				労働環境の状況	退職金共済制度の加入又は退職金一時金制度の導入の有無		あり なし	1 0
		法定外労働災害補償制度加入の有無	あり なし				1 0	加入等を証明する書類の写し又は経営事項審査の写し
			雇用保険、健康保険、厚生年金保険のいずれか一つ以上未加入				未加入 加入(または適用除外)	-1 0
		環境への配慮の状況					ISO14001の認証取得の有無 エコアクション21の認証登録の有無 エコステージ(ステージ2以上)の認証取得の有無 KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ2以上)の認証取得の有無	あり なし
			合計点		30			

※特定建設工事共同企業体で応募する場合、その代表企業の実績等のみを評価対象とし、その他の構成員の実績等を評価対象としない。
 ※評価は提出された書類のみで行う。本市との契約実績等がある場合も、提出書類以外では評価を行わないので、提出書類は遺漏なきようお願いする。
 (※1)10年度以内および5年度以内とは、発注案件を告示する日の属するそれぞれの年度及び当該年度前10年度および5年度をいう。
 (※2)同種とは、延べ床面積が6,000㎡以上の庁舎等(庁舎(支所、出張所等を除く。))及び庁舎を含む複合施設。複合施設の場合は庁舎としての用途が6,000㎡以上を占める場合に限る。)の新築工事をいう。
 (※3)同規模以上とは、勝負金額1件で本件予定価格(消費税及び地方消費税込み)以上をいう。
 (※4)災害協定等とは本市と災害協定等を締結している者などを対象とする。
 (※5)緊急工事等とは本市発注の道路補修等の単価契約工事を契約した実績を対象とする。
 (※6)消防団活動等とは本市に限らず消防団員の有無を対象とする。
 (※7)若年者とは経営事項審査において「若年技術職員の継続的な育成及び確保」又は「新規若年技術職員の育成及び確保」の項目に加点されている者を対象とする。

表2 技術要素審査の提案内容に対する評価の視点及び配点（選考委員会審査部分）

分類	評価視点	評価項目	評価基準	評価点	評価配点	評価点	提出資料
技術提案	周辺環境配慮	解体工事における配慮	S:特に優れた提案がなされている。	10	10		【別記様式2-1】
			A:優れた提案がなされている。	8			
			B:やや優れた提案がなされている。	6			
			C:標準的な提案がなされている。	4			
			D:標準的な提案よりも劣っている。	2			
		新築工事における配慮	S:特に優れた提案がなされている。	10	10		
			A:優れた提案がなされている。	8			
			B:やや優れた提案がなされている。	6			
			C:標準的な提案がなされている。	4			
			D:標準的な提案よりも劣っている。	2			
	工程管理	供用開始に向けた工期設定及び体制	S:特に優れた提案がなされている。	10	10		【別記様式2-3】
			A:優れた提案がなされている。	8			
			B:やや優れた提案がなされている。	6			
			C:標準的な提案がなされている。	4			
			D:標準的な提案よりも劣っている。	2			
	品質確保	本工事の品質確保	S:特に優れた提案がなされている。	10	10		【別記様式2-4】
			A:優れた提案がなされている。	8			
			B:やや優れた提案がなされている。	6			
			C:標準的な提案がなされている。	4			
			D:標準的な提案よりも劣っている。	2			
免震構造の品質確保		S:特に優れた提案がなされている。	10	10		【別記様式2-5】	
		A:優れた提案がなされている。	8				
		B:やや優れた提案がなされている。	6				
		C:標準的な提案がなされている。	4				
		D:標準的な提案よりも劣っている。	2				
地域貢献	周辺に資する地域貢献	市内企業の積極的な活用	S:特に優れた提案がなされている。	10	10		【別記様式2-6】
			A:優れた提案がなされている。	8			
			B:やや優れた提案がなされている。	6			
			C:標準的な提案がなされている。	4			
			D:標準的な提案よりも劣っている。	2			
	市民周知・市民参加	S:特に優れた提案がなされている。	10	10		【別記様式2-7】	
		A:優れた提案がなされている。	8				
		B:やや優れた提案がなされている。	6				
		C:標準的な提案がなされている。	4				
		D:標準的な提案よりも劣っている。	2				
				合計点	70		
企業の技術力及び企業の信頼性・社会性の評価点の合計(素点 満点30点)、技術提案の評価点(満点50点)、地域貢献の評価点(満点20点)							